

公告 第 657号

被保険者各位

令和 8 年 3 月 3 日

日本新薬健康保険組合

理事長 高谷 尚志



令和 8年度 任意継続被保険者の  
標準報酬に関する公告

当健康保険組合の任意継続被保険者の標準報酬を、下記のとおり定め  
ましたので公告いたします。

記

1. 標準報酬月額 530,000円 (31 等級)

2. 適用期間 自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 9 年 3 月 31 日

以 上